

大阪市告示第1203号

令和 2 年大阪市告示第1960号（平成26年大阪市告示第1325号の 2 （大阪市港湾施設
条例施行規則別表第 1 の港湾施設の位置及び第 3 条の表の代行臨港道路の位置）の一
部改正）の一部を次のように訂正する。

令和 8 年 9 月 1 日

大阪市長 横 山 英 幸

次の表により、訂正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄
に掲げる傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
<u>平成26年大阪市告示第1325号の 2</u> （大阪市港湾施設条例施行規則別表第 1 の港湾施設の <u>位置及び第 3 条の表の</u> <u>代行臨港道路の位置</u> ）の一部を次のよ うに改正し、令和 2 年12月25日から施 行する。	<u>令和 2 年大阪市告示第837号</u> （大阪市 港湾施設条例施行規則別表第 1 の港湾 施設の <u>位置</u> ）の一部を次のように改正 し、令和 2 年12月25日から施行する。

（大阪港湾局施設管理部施設課）